
選管職員に取材して編纂

選挙管理委員会
事務局

新任  職員
のための本

■選挙管理委員会で仕事を始めるみなさんへ

「選挙管理委員会事務局」で仕事を始めることになったみなさんは「選挙管理は難しい印象がある」「何をすればいいのだろうか」「自分にできるだろうか」など、心配事が尽きないのではないのでしょうか。また、投開票日に手伝った経験があっても、「選挙があるときに忙しいのは理解できるが、ほかのときは何をしているのかわからない」という印象を持っている人も多いと思います。

選挙管理委員会事務局は、選挙が行われるときの準備から投開票などに関わることはもちろん、選挙が行われなくても、さまざまな選挙関連の事務に携わっており、その内容は実に多岐にわたります。どの業務も正しく執り行わなければならないのは、ほかの部署と変わりませんが、とくに選挙の執行は、いつも“現在進行形”で選挙管理事務が発生し、些細なミスも許されません。

「大変な仕事だ」と思うかもしれません。

しかし、選挙は民主主義の根幹となるものです。正しく執り行われることで私たちの社会が成り立っています。その一

翼を担うことは、大いにやりがいにつながります。そして選挙管理委員会で業務に携わると、法令に即した正しい判断が身に付くと同時に、柔軟な発想で業務を進めることができるようになります。これは必ずみなさんの今後につながる財産になるでしょう。

本書を作成するにあたっては実際に選挙管理委員会で業務に携わる職員の方々にお話を伺い、選挙管理実務の実勢に即してまとめました。「選挙管理委員会事務局ビギナー」のための指南書です。少なからず戸惑いをもって本書を開いたみなさんが業務に携わるにあたり、まずは知っておきたい知識や仕事をするうえでの心構え、実務に必要な内容を網羅しました。

選挙管理委員会事務局で良きスタートを切っていただけることを願っています。

目 次

1章 | 今さら聞けない選挙の話

>> なぜ選挙をするのでしょうか	10
>> 日本の選挙の仕組みをおさらいしましょう	11
●公職の選挙は大きく分けて2種類です	12
>> 選挙の投票日は「選挙期日」が正式	14
>> 18歳以上のすべての国民が選挙権を持っています	16
>> 公職の種類により被選挙権を持つ条件は異なります	17
>> 選挙権・被選挙権を有しない者	18
>> 近年の投票率は低いイメージがありませんか？	19
column 世界の投票率ってどうなっている！？	21

2章 | 選挙管理委員会っていったいどんなところ？

>> 選挙管理委員会は選挙のための常設の公的機関です	22
>> 選挙管理委員ってどんな人になるのでしょうか	24
>> 選挙管理委員会事務局が補佐役として実務を行います	24
>> 事務局は大所帯から少数精鋭部隊までさまざまです	25
>> 選挙管理委員会の委員と事務局の関係ってどんなものなのでしょうか	27
column 選挙管理委員とはいい関係を築きたい	28
>> 選挙管理委員会にはこんな人がやってきます	29
>> 議員さんもよくやってきます	30
column 何事も傾聴して、否定せずにまずは肯定	31
column 選挙管理委員会は取り締まり機関ではない	32
column 判断ができないことを聞かれたときこそチャンス！	33

3章 | 選挙管理委員会事務局での仕事スタート

>> 選挙管理委員会事務局の1年のスケジュールの一例 (選挙のある年) —————	34
>> 選挙人名簿は選挙の基本の「キ」! —————	37
●選挙人名簿の登録は定時と選挙のときに行われます —————	38
●選挙人名簿の登録の抹消も適切に行う必要があります —————	38
●選挙人名簿の閲覧は認められています —————	38
column 外国に住んでいる人は投票できないの? —————	40
column 運営するための手引など、一から作り直すと全体 把握が進む —————	41
>> 選挙が行われないときもいろいろな仕事があります —————	42
●選挙啓発も大切な業務です —————	42
●出前授業は未来の有権者に働きかけるものです —————	43
●局内研修や実務研修には積極的に参加しましょう —————	44
column 自分の所属する事務局以外の人と交流を持とう —————	46
>> 机の上に揃えるべきは、公職選挙法、逐条解説、ポケット判例 です —————	47
>> わからないことは放置せずに調べましょう —————	48
column 解説書や雑誌を活用しよう! —————	49
column 選挙執行時、こんなこともできる! —————	50

4章 | 選挙が決まったら何をする?

>> 選挙の執行が決まってから投開票後までの事務を紹介します —	52
column 選挙は突然やってくる…こともある! —————	53
>> これまでの記録は情報の宝庫。最近の記録をチェックしましょう —————	54
column 前例踏襲は大切。でも工夫できることもたくさんある —	55
>> 立候補の受付事務も選挙管理委員会の役割です —————	56

政党届出／本人届出／推薦届出

●立候補できない人もいます	57
column 供託は何のため？	58
>> 投票にはどんな種類があるのでしょうか	60
●投票所は投票区毎に設けられます	60
選挙期日(投票日当日)の投票／期日前投票／不在者投票いろいろ／在外投票	
column 遠洋や南極からも投票できる	65
column 親の投票についていったことのある人は投票行動を起こしやすい	65
●投票方法いろいろ	66
column 「父の代わりに私が」はNG	67
>> 投票所入場券って必要なものなのでしょうか	68
>> 投票は決められた投票所でなければ投票できません	68
>> 投票所にはどんな役割の人がいるのでしょうか	69
>> 投票所の運営で大切なことを知っておきましょう	70
>> 開票ってどのように行われるのでしょうか	70
column 手伝ってくれる方々にも公正さの徹底を	73
>> 有効票と無効票	74
column 候補者名のほかに※や★などの記号を記入した投票も無効	75
>> 当選人を決める「選挙会」	76
>> 当選人は得票数の多い順に決まりますが、場合によってくじ引きになります	77
column ドント方式ってどんな方式？	79
column 開票は見学ができる	79
>> 「選挙無効」と「当選無効」	80

5章 | 選挙運動と政治活動について確認しておこう

>> 選挙運動と政治活動ってどう違うのでしょうか	82
>> 選挙運動の期間は決まっています	83

>> 選挙運動の方法も決まっています	84
文書図画による選挙運動／選挙運動で利用できる文書図画／インターネット等を利用する選挙運動	
column サイトに掲載のポスターをプリントして配るのはNG！	87
選挙公報／言論などによる選挙運動／その他の選挙運動／自由に行うことができる選挙運動	
>> 選挙公営と公費負担	91
>> 選挙運動でやってはいけない行為を確認しておきましょう	92
戸別訪問の禁止／署名運動の禁止／人気投票の公表の禁止／飲食物の提供の禁止／氣勢を張る行為や連呼行為の禁止／休憩所等の設置の禁止／文書図画の回覧行為の禁止	
>> 選挙運動ができない人	94
選挙運動が制限されている人たち	
column 何が選挙違反になるのか、聞かれることが増えるかも	95
column 選挙管理委員が選挙中に候補者の陣中見舞いに行くのもNG？	95
>> 政治活動に関する規制	96
個人及び後援団体の政治活動に関する規制／確認団体制度／政党等の政治活動用ポスターの規制	
column 年賀状や挨拶が目的の有料広告も禁止されています	98

6章 | 寄附について正しく理解しよう

>> 寄附について確認しましょう	100
>> 公職選挙法で定められている寄附についてまとめます	100
●公職の候補者等は寄附が禁止されます	101
column 自ら出席する結婚披露宴等の祝儀等は認められます	103
>> 公職の候補者等の関係会社など、公職の候補者等の氏名などを冠した関係会社などの寄附も禁止です	104
>> 後援団体に関する寄附等の禁止も定められています	104
>> 国又は地方公共団体と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者の寄附も禁止です	106

>> 国又は地方公共団体が行う利子補給に係る融資を受けている 会社やその他の法人の寄附も禁止です	106
column 選挙運動に関しては金銭などによる寄附も認められてい ます	107
>> 政治資金規正法で定められている寄附についてまとめます	108
政治団体とは／政治団体とみなされる団体とは／政党とは／公職の候補者 等とは／政治資金団体とは／資金管理団体とは／その他の政治団体とは ／国会議員関係政治団体とは／会社などの団体とは	
>> 寄附の量的制限	112
政党・政治資金団体が受けられる寄附／資金管理団体・その他の政治団体 が受けられる寄附／公職の候補者等が受けられる寄附／公職の候補者等が 提供できる寄附／会社などの団体が提供できる寄附	
>> 寄附には質的な制限もあります	120
>> 政治資金パーティーの対価の支払いにも制限があります	121
column 講演料などは受け取れるが金額には注意が必要	122

7章 | 問題となった事例 124

>> 選挙人名簿に関すること	125
>> 啓発に関すること	128
>> 投票所入場券に関すること	129
>> 投票に関すること	134
>> 開票に関すること	144
>> 選挙公営に関すること	146

1 章 | 今さら聞けない選挙の話

>> なぜ選挙をするのでしょうか

私たちの暮らしの舞台は、地域、学校や職場など、さまざまです。よりよい社会にしたい、よりよく暮らしたいというのは、誰もが願うところでしょう。日本は民主主義ですから、多くの人がともに暮らすなかでよりよい社会にするためにどうしたらよいかを決めるためには、それぞれが意見を出し合って話し合う必要があります。

そこで代表者を選んで話し合ってもらうことになります。小学校や中学校でいえば、学校全体のことを決めるときに、みんなで選んだクラス委員（学級委員）に全体の話し合いに参加してもらったでしょう。そのクラス委員（学級委員）を選ぶための手段として「選挙」をしたかもわかりません。

このように自分たちの社会や暮らしをよくするために、自分たちの意見を反映させてくれる代表者を選ぶのが選挙です。

国政選挙や地方選挙によって選ばれた者は、国民や住民の代表となり、すべての国民や住民のために社会をよりよくするために働く＝政治を行うことになります。日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。政治を行う代表者を選ぶ選挙は、私たち自身が政治に参加して、その意志を政治に反映させることができる重要な機会といえます。

>> 日本の選挙の仕組みをおさらいしましょう

日本の選挙制度は日本国憲法により、①普通選挙、②平等選挙、③秘密投票、④直接選挙の4原則を柱としています。

普通選挙とは、財産の有無や納税額の多寡、性別などにより選挙権に差別を設けないことをいいます。これは、日本国憲法第15条第3項の規定（「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」）に基づいています。平成27（2015）年に選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたので、18歳以上の日本国民には選挙権があります。

平等選挙とは、選挙人（＝有権者）の社会的地位や教育程度、財産や納税額などにより選挙権の内容に差別を設けず、誰でも投票できるのは1人1票であるということです。これは、日本国憲法第14条の規定（「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」）及び第44条（「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」）に基づいています。

秘密投票とは、誰が誰に投票したのかわからないように選挙を行うということです。このことも憲法第15条第4項に基づいており、投票が無記名で行われるのはこのためです。投票所で投票用紙を記入する場所に衝立を設けたり、投票用紙に記入しようとする人のそばにむやみに近寄ったりしないようにするのも投票の秘密を守るためです。

直接選挙とは、選挙人（＝有権者）が直接、公職に就くべき人を選ぶということです。国会議員、都道府県・市区町村の首長や議員は

選挙人が直接選んで投票します。ただし、内閣総理大臣は直接選挙ではなく、選挙で選ばれた国会議員による投票で選ばれます。これを間接選挙といいます。

● 公職の選挙は大きく分けて2種類です

公職の選挙は大きく分けると国政選挙と地方選挙があります。国政選挙は衆議院議員と参議院議員を選ぶ選挙、地方選挙は都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員を選ぶ選挙です。まずは国政選挙から見ていきましょう。

衆議院議員を選ぶのは「衆議院議員選挙」です。議員の任期満了によって行われる場合と衆議院の解散によって行われる場合があります。参議院議員を選ぶのは、「参議院議員選挙」です。参議院は3年毎に議員の半数を入れ替えることが憲法で決められているので、3年に1度、議員の半数（124人）を選ぶ選挙を行います。衆議院と違って、参議院には解散がないので、議員の任期満了によって行われます。

衆議院議員の選挙でも参議院議員の選挙でも、当選した人が議員となったあとに亡くなったり、退職した場合、繰り上げ当選をしても議員の定数に満たない場合は補欠選挙が行われます。これは原則として4月と10月の第4日曜日に行われます。また、選挙が行われても必要な数の当選人が決まらなかったり、投票日のあとに当選人が亡くなったり、当選無効があって、繰り上げ当選をしても議員の定数に満たない場合は、再選挙が行われます。

地方選挙は国会議員以外の私たちの代表者を選ぶ選挙です。都道府県を代表する都道府県知事、都道府県の議会議員、市区町村を代表する市区町村長、市区町村の議会議員の選挙があります。都道府県の議会議員と市区町村の議会議員になるには、一定の住所要件が定められています。なお、補欠選挙や再選挙は地方選挙でも行われます。

■衆議院議員選挙(定数465人)	
小選挙区選挙	比例代表選挙
・選挙区は全国で289。 ・1つの選挙区の定数は1。	・全国を11のブロック(選挙区)に分けて行われる。 ・定数はブロックによって異なる。 ・政党その他の政治団体(以下「政党等」)は候補者の名簿を作り、選挙人は政党等の名称又はその略称を記入して投票。 ・立候補している政党等の得票数に応じ、名簿の順番に従って当選人の数を割り当てる。 ・定数は176。 ・なお、参議院議員選挙とは異なり、小選挙区との重複立候補が認められている。

■参議院議員選挙(定数248人)	
選挙区選挙	比例代表選挙
・原則として各都道府県の区域を一つの選挙区とする。 ・「鳥取県・島根県」、「徳島県・高知県」についてはそれぞれ2県で1つの選挙区(「合区選挙区」という)となる。 ・定数は148で選挙区により異なる。	・全国を1つの選挙区として行う。 ・定数は100。 ・政党等は候補者の名簿を作る。 ・選挙人は「名簿登載者(候補者)の氏名」又は「政党等の名称」を記入して投票。 ・政党等の得票数(名簿登載者を記載した投票+政党等の名称を記載した投票の合算)に応じ議席を割り当て、各政党等の名簿登載者の得票順により当選人を決定する。 ・なお、政党等は優先的に当選人としたい候補者をあらかじめ当選人となるべき順位を決めて名簿に登載することができる(特定枠制度)。

● 局内研修や実務研修には積極的に参加しましょう

多くの選挙管理委員会では、局内研修が行われます。選挙を経験した職員から実務における公職選挙法の解釈や考え方などについて説明を聞いたり、質問をしたりできます。また、意外に思うかもしれませんが、選挙管理委員会は他の都道府県や市区町村の選挙管理委員会とのつながりが深い面があり、「公正な選挙」を行うために公職選挙法の捉え方や実務への活かし方などをブラッシュアップし、共有するためなどの目的で、研修会が行われます。都道府県が主体となて行う研修や、市区町村が合同で開催する研修などがあります。また、都道府県の垣根を超えて参加できる勉強会などもあります。

公職選挙法の理解はとても大事なことです。が、座学より実務を通してのほうが理解しやすい面もあります。そこで、たとえば近隣の市区町村で選挙が執行されるときに、実務研修として選挙執行現場で一定期間、何をしているかを直接体験することができると、かなり理解が進むと思います。選挙管理委員会は知識が必要な部署ですが、選挙を執行するうえで、現場経験も重要な要素なので、1つでも多くの経験を積むことが自分自身のためになります。

実際に執行される選挙の数はそれほど多くありません。国政選挙でいえば、衆議院議員選挙は解散の場合を除けば4年に一度、解散を加味してもおおそ2.5年から3年に一度、参議院議員選挙は3年毎に半数改選、地方選挙は4年に一度です。選挙執行に携わるのは多くても年1回程度というイメージになります。ですから、可能な限り他の地方公共団体の選挙で経験を積むことはとても重要です。プラス1回の経験は、「わずか1回、されど1回」です。そして、他の選挙管理委員会の事務や執行方法を勉強に行くことで新たな発見をすること

もあります。他の市区町村へ実務研修に行くチャンスがあれば、ぜひ積極的に参加してください。

もう1つ、他の選挙管理委員会に行く意味があります。選挙管理委員会が達成しなければならない事務はどこも同じですが、結果に至るまでの経過が異なることもあり、自分たちのやり方と比較することができます。自分なりに相違点を見つけたり、先輩と同行して教えてもらうことも経験値を高めることになります。

自分の所属する事務局以外の 人と交流を持とう

研修会があるといっても、知識も経験もまだまだなのに参加するのは気が引ける、と思う人もいるかもしれません。でも、選挙の実務に関わるようになると、公職選挙法の解釈をはじめとして、何かにつけ、いろいろな意見が聞きたくなります。自分の所属する事務局内での意見交換はもちろん大切です。しかし、大規模な事務局でない場合、経験年数の差が大きい場合が多く、経験年数が少ない者とそうでない者が同じ目線で語りあうのはなかなか難しい面があります。

そこで、外部の研修会に参加して、選挙管理委員会での経験が同じくらいか少し先輩と知り合うことをおすすめします。どんな研修会でも、参加できるチャンスがあれば逃さないでください。そして、参加したら必ず名刺交換をして、交流できるベース作りをしましょう。

もちろん、経験豊富な先輩とのつながりも大切。たとえば、判例を探していて自分ではなかなか調べがつかないときに相談すると、「判例集〇〇頁で〇〇県の〇年の例を見るといいよ」などのアドバイスがもらえたりします。どの選挙管理委員会も「公平・公正な選挙の実施」という共通の目的を持っています。志を同じくする仲間として積極的に交流をするようにしましょう。

>> 机の上に揃えるべきは、公職選挙法、逐条解説、ポケット判例です

選挙のない平時は、基本となる公職選挙法を勉強するときです。公職選挙法は難解という声も多く、実践してみなければわからないことも少なくありませんが、まずは読んでみましょう。

ちょっと大変そうだ…と思うかもしれません。でも、選挙管理委員会で仕事をする以上、目を通さないわけにはいかないものです。少しずつでも読んで、慣れていくことが大切です。

また、選挙管理委員会への問い合わせに対する回答で一番やってはいけないのは、「公職選挙法に書いてありますから」と条文などをそのまま伝えることです。それは、ある意味丸投げしているのと同じです。法の中身をちゃんと理解して、質問者が理解しやすいようにわかりやすく伝えるべきなのです。

「公職選挙法」というまでもなく、選挙を行うための法律です。「逐条解説」は、公職選挙法の条文毎にその趣旨や実務上の運用などについて解説しているものです。「ポケット判例」は通称ですが、選挙関係の実例や判例をコンパクトにまとめたものです。選挙管理委員会に備えられていると思いますので、自分にとってわかりやすいもの、使いやすいものを選び、机上に常備することをおすすめします。

すぐに、すべてに通じるようになるのは無理があります。そしてすべてを覚える必要はありません。まずは、少しずつ目を通して、条文などに慣れ、どんなことが決められているかを理解することから始めましょう。そして、知りたいことが出たときに、どこを見ればいいのかくらいがわかるようになれば大丈夫です。

7章 | 問題となった事例

「選挙の管理執行は100点満点が当たり前」といわれます。ところが実際には思いがけないミスが起こっています。「わずかな不注意で!?!」「そんな思い込みが!?!」ということで発生するミスがなくなっていないのが現状です。

あってはいけないミスを知っておくことは、選挙の管理執行上の危機管理につながります。この章では、これまでに起こったミスの事例を挙げました。ミスを起こさないためにはどういう注意が必要なのか、事例を参考にして考えてみてください。

>> 選挙人名簿に関すること

case 1

問題点

転出から4か月が経過していないのに、選挙人名簿から抹消してしまった。

経緯

投票日当日、選挙人から選挙管理委員会に対して投票所入場券が届いていないという連絡があった。調べたところ、その選挙人は市外に転出後4か月が経過していなかったのに、誤って選挙人名簿から抹消されていた。また、他にも抹消されていた選挙人が2人いた。

対処

連絡があった選挙人については前住所地の投票所で投票をしてもらい、残りの2人についてはおわびの文書を送った。

POINT

選挙人名簿から抹消するのは、転出から4か月が経過してから。転出の日付をしっかりと確認しましょう。複数人でチェックすることも大切です。

case 2

問題点

選挙人名簿に選挙権復権の事務手続きをしていなかった。

経緯

ある選挙人の選挙権が停止されていたが、選挙権の回復についてその選挙人の本籍地の地方公共団体から7か月前に通知文書を受け取っていたのに、選挙人名簿の「選挙権が停止中である」旨の表示を削除していなかった。

対処

選挙管理委員会は、投票日の5日前に気づいて表示を修正した。その際に選挙人名簿の再点検を行ったところ、8か月前に選挙権回復の通知を受けていた選挙人についても未処理だったことがわかり、手続きをした。

POINT

選挙権を停止する旨の通知が本籍地市区町村から送られてくると、刑期等から「刑の終了予定日」を計算することができます。特に選挙前にはその終了予定日をチェックし、回復通知が来ていないようならば本籍地に照会するなど、きちんと管理することが重要です。

case 3

問題点

市外に在住する18歳と19歳の選挙人について表示登録制度の対象者かどうかを確認せず、選挙人名簿に登録しなかった。

経緯

選挙人名簿の選挙時登録のとき、新たに選挙人名簿に登録される18歳と19歳の選挙人に対して、居住実態について調査を行ったが、市外に居住していると回答があった選挙人について、表示登録制度の対象者かどうかを確認せず、選挙人名簿に登録しなかった。

対処

判明したのが投票日の約2週間前であり、表示登録制度の対象者かどうかの確認に時間がかかることから、対象となる選挙人を選挙人名簿に補正登録した上で文書を送り、表示登録制度に該当する場合は投票が可能であると知らせた。

POINT

選挙権が18歳以上になったことで、選挙人が進学や就職などのために住所を移動後に選挙が執行されることがあります。そこで平成28(2016)年に公職選挙法の一部が改正され、選挙人名簿の登録は、それまでの登録制度によるほか、当該市区町村の区域内から住所を移した年齢満18歳以上の人のうち、旧住所地の市区町村などの住民票が作成された日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記録されていて、その市区町村などの区域内に住所を有しなくなった日後、4か月を経過しない人について行うことになりました。